

令和 8 年 8 月 10 日

本店または  
主たる事務所の所在地

高知市〇〇町〇丁目〇番〇号

※個人事業主の場合は事業所の所在地を記載

企業名

株式会社〇〇

※個人事業主の場合は不要

代表者(職・氏名)

代表取締役 〇〇

高知市若手人材定着支援事業費補助金 福利厚生制度構築等計画書

記

1 企業等の概要

	業種	
	主な事業内容	
担当者	氏名	
	所属 (部課係名)	
	電話番号	
	メールアドレス	

## 2 実施計画(福利厚生制度構築・拡充計画)

### 住宅補助 新設の場合

#### (1) 構築・拡充する福利厚生制度

- 住宅支援(住宅手当等)
- 借上げ住宅支援(借上げ住宅の提供)
- 通勤費支援(通勤手当等)
- 福利厚生サービス利用料支援(福利厚生サービスの利用料等)

構築・拡充の対象となる制度を選択。複数となる場合には制度ごとに本紙を作成。

#### (2) 計画の概要

##### ① 取組区分(いずれか1つを選択)

- 制度構築(これまで同制度を導入していない場合)
- 制度拡充(対象範囲の拡大や補助額の増額等)

住宅支援については、対象労働者の条件に加え「高知市内に住民票があること」かつ「市内の住居に居住している」ことが条件となります。

##### ② 申請日時点の対象労働者数

8	人
---	---

※ 1企業あたり10人が上限となります。

##### ③ 申請日時点の対象労働者に係る制度構築・拡充額計

480,000	円
---------	---

※ 当該会計年度の4月1日から翌年3月31日までの対象従業員に係る構築・拡充額の合計額を記載ください。

※ 対象労働者1人あたり10万円が上限となります。

##### 補助金交付申請額(自動入力)

240,000	円
---------	---

#### (3) 計画の内容

現状 制度 内容	<p>現在、住宅支援制度はなし。</p>
計画 (改定 制度 内容)	<p>【施行予定日】 令和 8年 10月 1日</p> <p>令和8年10月1日より、全従業員に対して住宅手当を新設予定。 初回支給日は令和8年10月25日。 <b>注: 補助対象期間は交付決定日以後となります。(取扱要領第4条第4項)</b> 令和8年9月1日付で交付決定された場合、補助対象期間は令和8年9月～3月ですが、初回支給日が10月となるため、対象期間は「10月」からとなります。</p> <p><b>【新設内容】 家賃×20%分を補助。ただし上限は3万円とし1,000円未満は切捨とする。</b> <b>注: 補助の対象となるのは、住居の賃料及び共益費として契約書等により確認できる額となります。(取扱要領第5条第3項)</b></p> <p><b>【改正後社内規定(予定)】別紙のとおり</b></p> <p><b>【周知方法(予定)】全従業員が閲覧できる社内掲示板に制度内容を掲載。</b></p>

(計算例) 対象労働者8人

- ①家賃40,000円×20%=8,000円
- ②家賃35,000円×20%=7,000円
- ③家賃60,000円×20%=12,000円
- ④家賃52,000円×20%=10,000円
- ⑤家賃50,000円×20%=10,000円
- ⑥家賃50,000円×20%=10,000円
- ⑦家賃45,000円×20%=9,000円
- ⑧家賃70,000円×20%=14,000円
- 合計80,000円×6ヶ月(10月～3月)=480,000円